

## 回転翼航空機による救急業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防救急業務規程（昭和57年消防局訓令（甲）第8号。以下「救急業務規程」という。）第13条の2の規定に基づき、回転翼航空機を活用した救急業務（以下「ヘリ救急」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(適用症例)

第2条 ヘリ救急が適用となる症例（以下「適用症例」という。）は、重度熱傷、重度外傷、四肢の切断、重症脳疾患、重症心疾患、その他別に定めるもの及びこれらに準ずるもの並びに救急業務規程第18条に定める救急現場に医師を要請するもののうち、時間、場所等を勘案した上でヘリ救急が必要なものとする。

(出動手順)

第3条 現場最高指揮者（千葉県消防警防規程（昭和59年消防局訓令（甲）第19号）第2条第6号に定めるものをいう。）及び救急出動（同規程第12条第2号に定めるものをいう。）により出動した救急隊の隊長は、適用症例又は適用症例であると予測した場合は、航空救急隊の出動を要請するものとする。

2 指令管制員（千葉県消防通信規程（平成12年消防局訓令（甲）第18号）第2条第2号に定めるものをいう。以下同じ。）は、災害通報（千葉県消防通信規程（平成12年消防局訓令（甲）第18号）第2条第6号アに定めるものをいう。）の内容から適用症例と予測した場合又は前項の要請を受けた場合は、航空救急隊を出動させるものとする。

(搬送先医療機関)

第4条 搬送先医療機関は、原則として次の各号に掲げる医療機関とする。ただし、当該医療機関への収容が不能な場合又は転院搬送で他の医療機関へ搬送する必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県総合救急災害医療センター
- (2) 千葉大学医学部附属病院

(救急活動)

第5条 ヘリ救急による救急活動は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 指令管制員は、ヘリ救急を指令する場合は、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 航空救急隊の出動指令
- (2) 必要に応じて使用する緊急時離着陸場への消防隊等の出動指令

3 指令管制員は、ヘリ救急を指令した場合は、次の各号に掲げる事項について機長（千葉県消防航空隊運航管理規程（平成4年消防局訓令（甲）第13号）第3条第5号に定めるものをいう。以下同じ。）あて速やかに連絡するものとする。機長は、指令管制員と調整し、使用する緊急時離着陸場について決定するものとする。

- (1) 救急事故の概要及び傷病者の状況
- (2) 取扱救急隊名及び救急活動の概要

(3) 収容医療機関又はその交渉の状況

4 警防部航空課職員は、緊急時離着陸場の使用について当該管理者等と調整するものとする。

5 ヘリ救急は、救急業務規程第4章に定める救急活動に関する事項を遵守するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ヘリ救急による傷病者への影響の判断が困難な場合は、医師に助言を求めるものとする。

(2) 航空救急隊の救急隊員は、別に定めるヘリ救急を行うために必要な回転翼航空機に積載する資器材のほか必要な資器材がある場合は、これを積載するものとする。

(3) 応急処置を実施するために、機内において電子機器、その他飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを使用する場合は、機長の許可を受けなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。